

保護者の皆様

神奈川県 健康医療局 医療危機対策本部室

新型コロナウイルス感染症「自主療養」対象者の変更のお知らせ

日頃から、本県の新型コロナウイルス感染症対策の推進にご協力をいただき、誠にありがとうございます。

現在、新型コロナウイルス感染症の感染拡大については、ピークアウトの兆しは見えつつも、多くの感染者が発生し続けている状況です。

本県においては、限られた医療資源をリスクの高い方へ重点的に提供していくため、重症化リスクの低い方で、抗原検査キットや無料検査で陽性が判明した場合は、医療機関の診察を待たずに自ら療養を始められる、「自主療養」をお選びいただけることとし、「自主療養届出システム」の運用を1月28日（金）から開始したところです。

このたび、2月24日（木）から「自主療養」をお選びいただける方の年齢等の要件を変更することとしましたので、改めてお知らせいたします。

1 「自主療養」について

(1) 「自主療養」の選択

次の①から④のすべての要件に該当する方は、抗原検査キットによる本人のセルフテストや無料検査等で陽性が判明した場合には、これまでどおり医療機関を受診するか、あるいは、医療機関を受診せず即時にご自宅等で療養を開始し、ITによる健康観察サービス等※を受ける「自主療養」とするかを選択いただけます。

なお、「自主療養」中に、症状の悪化等健康上の不安がある場合などは、従来と同じ発熱等診療医療機関を受診したうえで、保健所の判断により、自宅療養又は宿泊療養施設での療養支援を受けることもできます。

■ 「自主療養」を選択いただける方の要件 ①から④のすべてに該当すること

- ①年齢が2歳以上64歳以下であること
- ②年齢が40歳以上64歳以下の方については、重症化リスク（ワクチン接種が1回以下、慢性閉塞性肺疾患、糖尿病、慢性腎臓病、悪性腫瘍、肥満、固形臓器移植後の免疫不全）を持っていないこと
※40歳未満は格段のリスクが無い方
- ③SpO₂値（酸素飽和度）が95を上回ること
- ④妊娠していないこと

※ ITによる健康観察サービス等とは、神奈川県療養サポート（LINE）又はAIコール（Aicall）により、健康観察を行うもので、「自主療養」開始後、健康観察を行っている中で、症状の悪化等により医療機関の受診等を希望するなど、症状に関する相談を行いたい場合には、療養者の健康悪化等の相談を受けるコールセンターである「コロナ119」に電話していただくこととなります。